

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第1号

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則（平成16年鈴鹿市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条の規定に基づく鈴鹿市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）並びに同法第30条の規定に基づく鈴鹿市教育委員会の教育機関のうち学校給食センター、人権教育センター及び<u>教育支援センター</u>（以下「学校以外の教育機関」という。）の組織等に関し、必要な事項を定める。 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 （3） <u>教育支援センター</u> 鈴鹿市教育支援センター設置条例（平成25年鈴鹿市条例	（趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条の規定に基づく鈴鹿市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）並びに同法第30条の規定に基づく鈴鹿市教育委員会の教育機関のうち学校給食センター、人権教育センター及び<u>適応指導教室</u>（以下「学校以外の教育機関」という。）の組織等に関し、必要な事項を定める。 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 （3） <u>適応指導教室</u> 鈴鹿市適応指導教室設置条例（平成25年鈴鹿市条例第32号）第

第32号) 第1条に規定する鈴鹿市教育支援センターをいう。

(4)・(5) 略

(学校以外の教育機関の所管)

第5条 略

2 人権教育センター及び教育支援センターは、教育支援課の所管とする。

(分掌事務)

第7条 事務局の課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	主な分掌事務
教育総務課	1～17 略
略	略
教育支援課	1～13 略 14 児童及び生徒の不登校に係る <u>教育支援センター</u> の管理及び運営に関すること。 15・16 略

2・3 略

第8条 学校以外の教育機関の分掌事務は、次の表のとおりとする。

教育機関	主な分掌事務
略	略
<u>教育支援センター</u>	1 略 2 不登校児童生徒の学校生活への復帰に向け

1条に規定する鈴鹿市適応指導教室をいう。

(4)・(5) 略

(学校以外の教育機関の所管)

第5条 略

2 人権教育センター及び適応指導教室は、教育支援課の所管とする。

(分掌事務)

第7条 事務局の課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	主な分掌事務
教育総務課	1～17 略 18 <u>学校給食協会に関すること。</u>
略	略
教育支援課	1～13 略 14 児童及び生徒の不登校に係る <u>適応指導教室</u> の管理及び運営に関すること。 15・16 略

2・3 略

第8条 学校以外の教育機関の分掌事務は、次の表のとおりとする。

教育機関	主な分掌事務
略	略
<u>適応指導教室</u>	1 略 2 不登校児童生徒の学校生活への復帰を促す

	<u>た支援</u>に関すること。 3 <u>不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援</u> <u>に関すること。</u>
--	---

第10条 学校以外の教育機関に次の表に掲げる職を置く。

区分	職
略	略
<u>教育支援センター</u>	<u>センター長</u>

2 前項に規定するもののほか、学校以外の教育機関に次の表に掲げる職を置くことができる。

区分	職
略	略
<u>教育支援センター</u>	主幹 副主幹 主査 副主査

	<u>活動</u>に関すること。
--	-------------------------

第10条 学校以外の教育機関に次の表に掲げる職を置く。

区分	職
略	略
<u>適応指導教室</u>	<u>室長</u>

2 前項に規定するもののほか、学校以外の教育機関に次の表に掲げる職を置くことができる。

区分	職
略	略
<u>適応指導教室</u>	主幹 副主幹 主査 副主査

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。